

仕 様 書

1. 業 務 名

令和 7 年度堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務

2. 業務の目的

スポーツ庁と文化庁は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のため、令和 4 年 12 月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を発出した。その中で、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。

堺市として、ガイドラインの趣旨を踏まえるとともに、学校部活動が担ってきたことの意義と価値を尊重しつつ、「こどもを中心とする」視点を大切に、学校部活動に代わる活動の受け皿を整備し、学校教育で行っている部活動と同様に、地域におけるスポーツ・活動の経験を通してこどもたちの資質・能力を育成することができる環境を整備・確認することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日（土）

4. 履行場所

対象学校

No.	対象学校名	住所	種目
1	堺市立殿馬場中学校	堺市堺区櫛屋町東 3 丁 2 番 1 号	軟式野球部・男子バスケットボール部
2	堺市立大浜中学校	堺市堺区大浜南町 2 丁 4 番 1 号	女子ソフトテニス部
3	堺市立鳳中学校	堺市西区鳳西町 1 丁 159 番地の 1	軟式野球部
4	堺市立浜寺中学校	堺市西区浜寺船尾町西 5 丁 60 番地	軟式野球部・卓球部
5	堺市立浜寺南中学校	堺市西区浜寺南町 1 丁 55 番地	軟式野球部・卓球部 サッカー部
6	堺市立五箇荘中学校	堺市北区新堀町 1 丁 85 番地の 2 堺市北区新堀町 2 丁 58 番地	女子バレーボール部

7	堺市立庭代台中学校	堺市南区庭代台 2 丁 19 番 1 号	陸上部・女子バスケットボール部
8	堺市立泉ヶ丘東中学校	堺市中区陶器北 184	サッカー部
9	堺市立旭中学校	堺市堺区大仙中町 11-1	卓球部
10	堺市立陵南中学校	堺市北区百舌鳥西之町 1 丁 75	軟式野球部・女子バレーボール部

※練習実施日に学校施設が確保できないなどあらかじめ別の施設の確保が必要な場合は各学校施設の近隣にある、各種目を実施できる施設を受注者の負担で確保すること。

5. クラブ実施日及びクラブについて

(1) 実施日および実施回数

- ・実施日：令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 8 年 2 月 8 日（日）までの間の休日で実施すること。ただし、令和 7 年 9 月 21 日（日）までには開始すること。

※休日（週休日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

※対象中学校との調整を行い、可能な限り対象中学校の参加を希望する生徒のすべての参加が見込める時期・曜日・時間帯とすること。

- ・実施回数：1 地域クラブあたり 7 回以上 10 回以内とする。（毎月 1,2 回程度で 1 回の活動時間は 3 時間程度を目安とすること。）なお、堺市立鳳中学校地域クラブ、堺市立浜寺中学校地域クラブ、堺市立浜寺南中学校地域クラブの軟式野球については 3 地域クラブ合同、堺市立浜寺中学校地域クラブ、堺市立浜寺南中学校地域クラブの卓球は 2 地域クラブ合同で実施し参加クラブそれぞれ 1 回の実施とする。

(2) 実施クラブ（計 10 地域クラブ：ただし、堺市立鳳中学校地域クラブ、堺市立浜寺中学校地域クラブ、堺市立浜寺南中学校地域クラブの軟式野球活動および堺市立浜寺中学校地域クラブ、堺市立浜寺南中学校地域クラブの卓球活動については、当該校いずれかの学校施設で実施すること。）

- ・堺市立殿馬場中学校地域クラブ（軟式野球部・男子バスケットボール部）
- ・堺市立大浜中学校地域クラブ（女子ソフトテニス部）
- ・堺市立鳳中学校地域クラブ（軟式野球部）
- ・堺市立浜寺中学校地域クラブ（軟式野球部・卓球部）
- ・堺市立浜寺南中学校地域クラブ（軟式野球部・卓球部・サッカー部）
- ・堺市立五箇荘中学校地域クラブ（女子バレーボール部）

- ・堺市立庭代台中学校地域クラブ（陸上部・女子バスケットボール部）
- ・堺市立泉ヶ丘東中学校地域クラブ（サッカー部）
- ・堺市立旭中学校地域クラブ（卓球部）
- ・堺市立陵南中学校地域クラブ（軟式野球部・女子バレーボール部）

〈実施例：9月実施を想定した場合〉

No.	開放事業登録クラブ	種目	実施日	練習場所
1	堺市立殿馬場中学校 地域クラブ	軟式野球部	9/13（土）	殿馬場中学校
		男子バスケット ボール部	9/6（土）、9/27(土)	殿馬場中学校
2	堺市立大浜中学校 地域クラブ	女子ソフト テニス部	9/20（土）	大浜中学校
3	堺市立鳳中学校 地域クラブ	軟式野球部	9/6（土）	鳳中学校 浜寺中学校 浜寺南中学校 のいずれか
4	堺市立浜寺中学校 地域クラブ	軟式野球部	9/6（土）	鳳中学校 浜寺中学校 浜寺南中学校の いずれか
		卓球部	9/13（土）	浜寺中学校 浜寺南中学校 のいずれか
5	堺市立浜寺南中学校 地域クラブ	軟式野球部	9/6（土）	鳳中学校 浜寺中学校 浜寺南中学校の いずれか
		卓球部	9/13（土）	浜寺中学校 浜寺南中学校 のいずれか

		サッカー部	9/20（土）	浜寺南中学校
6	堺市立五箇荘中学校 地域クラブ	女子バレー ボール部	9/6（土）	五箇荘中学校
7	堺市立庭代台中学校 地域クラブ	陸上部	9/13（土）	庭代台中学校
		女子バスケット ボール部	9/20（土）	庭代台中学校
8	堺市立泉ヶ丘東中学校 地域クラブ	サッカー部	9/13（土） 9/23（火・祝）	泉ヶ丘東中学校
9	堺市立旭中学校 地域クラブ	卓球部	9/13（土）	旭中学校
10	堺市立陵南中学校 地域クラブ	軟式野球部	9/6（土）	陵南中学校
		女子バレーボー ール部	9/6（土）	陵南中学校

(3) クラブ参加対象者

下に掲げる中学校実施種目の部活動に在籍する生徒で、参加を希望する者を基本とする。
 なお、履行期間の中途において、対象校の学校に所属する生徒で、地域クラブへの参加を希望する生徒が生じた場合は、本市と協議のうえ、可能な限り受け入れることとする。また、在籍数のうち、新１年生の人数分は入部確定前の人数であり、最終的な参加人数ではないことに留意すること。

No.	対象学校名	種目	在籍数
1	堺市立殿馬場中学校	軟式野球部	18 人
		男子バスケットボール部	14 人
2	堺市立大浜中学校	女子ソフトテニス部	18 人
3	堺市立鳳中学校	軟式野球部	37 人
4	堺市立浜寺中学校	軟式野球部	18 人
		卓球部	22 人
5	堺市立浜寺南中学校	軟式野球部	30 人
		卓球部	45 人
		サッカー部	21 人
6	堺市立五箇荘中学校	女子バレーボール部	21 人
7	堺市立庭代台中学校	陸上部	21 人
		女子バスケットボール部	11 人

8	堺市立泉ヶ丘東中学校	サッカー部	37 人
9	堺市立旭中学校	卓球部	31 人
10	堺市立陵南中学校	軟式野球部	43 人
		女子バレーボール部	47 人

6. 業務実施体制

(1) 業務従事者

① 業務従事者は以下に記載する人員を配置すること。

○総括責任者

- ・配置数：1 名以上
- ・要件：受注者の常勤雇用者である者で、平日において、本市及び保護者との連絡調整が可能である者

○指導員

- ・配置数：令和 7 年 8 月 1 日（金）現在の参加生徒数に応じて下記のとおりとする。

参加生徒数	指導員数
1～30 名	2 名以上
31 名以上	3 名以上

- ・要件：各履行場所がある本市区内に在住または在勤している者を原則とし、指導種目の実施経験がある者かつ以下のいずれかを満たす者

a 部活動の指導に足る資格を有する者

【資格例】（公財）日本スポーツ協会の発行する公認スポーツ指導者コーチ 1、教員免許等

b 部活動の指導者に足る資格に準じた研修を修了した者

（下記 9（5）アに示す研修の受講を修了した者）

c 本市部活動外部指導者として 1 年以上の実績があるなど、指導を行うのに十分な知識や技術を有している者

② 受注者は、総括責任者、指導員の名前を本市に令和 7 年 9 月 1 日（月）までに書面で報告すること。また、変更がある場合にも、総括責任者、指導員の氏名を本市にあらかじめ書面で報告すること。業務従事者は、業務の実施にあたっては、学校が教育の場であることを十分考慮の上、児童・生徒、来校者、教職員に対する声かけ、接遇等を含め、適切に対応すること。

③ 業務従事者は、本業務の履行場所に車両（自動車、自動二輪、原動機付自転車その他の車両をいう。以下同じ。）で通勤する場合は、当該通勤の用に供する車両を学校敷地内に駐車しないこと。学校敷地内に当該車両を駐車することについて校長が特に許可した場

合は、この限りではないものとするが、この場合は校長の指示に従うこと。

- ④ 学校園の敷地内での喫煙は禁止とする。また、周辺道路等においても従事時間中の喫煙は禁止とする。

(2) 人材の確保

- ① 受注者は学校・本市との連携の下、堺市スポーツリーダーバンクを活用し、現在部活動指導員として従事している者などを確保すること。
- ② なお、参加部活動の顧問が兼職兼業での指導員従事を申し出た場合は、可能な限り対応すること。

7. 活動計画の作成

(1) 活動計画の作成及び周知

統括責任者及び指導員は、本市及び各学校と協議した上で、地域クラブごとに活動実施期間における活動計画を作成し、本市に提出するとともに、本市が導入する ICT ツール等を用いて、保護者・参加生徒に通知すること。なお、計画や活動内容の策定にあたっては、活動内容は平日部活動の指導内容を考慮するとともに、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - (堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会)」を遵守すること。

8. 学校施設開放事業の利用

- ① 対象校の学校施設開放事業の利用に係る利用団体登録の手続きを各対象校の「地域クラブ」ごとに行うこと。
- ② 学校施設の使用については、堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和 57 年教育委員会規則第 9 号）及びこれに基づく定めに従うこと。
- ③ 地域クラブ活動に必要な物品等を調達すること。ただし、校長の使用許可があれば、学校の備品を無償で使用することもできるものとする。

No.	対象学校名	種目	無償貸与できるもの
1	堺市立殿馬場中学校	軟式野球部	ボール・バット・防球ネット・石灰など
		男子バスケットボール部	ボール・デジタルタイマーなど
2	堺市立大浜中学校	女子ソフトテニス部	ボール・ネット・支柱など
3	堺市立鳳中学校	軟式野球部	ボール・バット・防球ネット・石灰など
4	堺市立浜寺中学校	軟式野球部	ボール・バット・防球ネット・石灰など

		卓球部	ボール・ネット・卓球台など
5	堺市立浜寺南中学校	軟式野球部	ボール・バット・防球ネット・石灰など
		卓球部	ボール・ネット卓球台など
		サッカー部	ボール・ゴールなど
6	堺市立五箇荘中学校	女子バレーボール部	ボール・ネット・支柱など
7	堺市立庭代台中学校	陸上部	石灰・マット・バトン・電子ホイッスルなど
		女子バスケットボール部	ボール・デジタルタイマーなど
8	堺市立泉ヶ丘東中学校	サッカー部	ボール・ゴールなど
9	堺市立旭中学校	卓球部	ボール・ネット・卓球台など
10	堺市立陵南中学校	軟式野球部	ボール・バット・防球ネット・石灰など
		女子バレーボール部	ボール・ネット・支柱など

9. 業務内容

(1) 総括責任者及び指導員の業務

○総括責任者

- *本市との連絡調整
- *活動計画・活動実績報告書の作成、提出
- *学校との連絡調整
- *活動中止の判断
- *活動中の事故やけがへの対応及び報告
- *参加生徒の保護者への連絡調整
- *担当校の指導状況確認
- *指導員の取りまとめ
 - ・指導員間の情報交換、共通理解の形成
 - ・指導員の勤怠管理

・指導員の急な欠員補充対応

＊平日の部活動と休日の地域クラブ活動との連携にあたり必要となる顧問教諭との連絡

＊精算書類（9(3)後段に示すもの）の作成、提出

○指導員

＊活動計画・活動実績報告書の作成

＊活動の指導

・当日の指導内容の計画・指示

・生徒の活動への出欠状況把握

・生徒への指導及び安全管理（下校指導を含む）

・学校外で活動を行う場合の生徒の引率及び監督等

・活動中の事故やけがへの対応

＊活動中止の判断

＊参加生徒の保護者への連絡調整

＊業務従事者間の協力

＊統括責任者との連絡調整

＊指導者間の情報共有

＊学校施設及び物品の使用管理

(2) 各対象学校との打ち合わせの実施

指導員は、活動開始前において、各学校と指導内容及び指導方法並びに学校施設の利用方法等についての確認を行うための打ち合わせを行うこと。

(3) 給与・謝金等

受注者は業務従事者の給与・謝金等は毎月支払うこと。

項目 職名	1時間あたりの金額	交通費	1回あたりの勤務時間数
総括責任者	受注者が見積もる金額（給与）	実費	受注者が見積もる時間数
指導員	会計年度任用職員（部活動指導員）の謝礼金である 1,900 円を下回らないこと	実費	4 時間まで

受注者は、給与・謝金等についての計算期間や支払日、支払方法等について定め、事前に各業務従事者に説明のうえ、適切に支払事務を行うこと。

なお、本業務事業は国庫委託金をあてる業務であるため、業務完了時に適宜、業務従事者の勤務条件、実出勤日、実勤務時間、実支払額、事業実施状況の分かる書類（就業規程、出勤簿、勤務時間管理簿、事業日誌、給与・謝金等台帳（支払明細）等）の提出を求める。

本市の委託業務にかかる監査等の対象となる場合において、受注受託者は説明を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められた場合は、本市の指示に従い対応を図るとともに、説明資料の作成等に協力すること。また、本業務にかかる業務の証拠書類については、業務完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

(4) 保険の加入

(公財) スポーツ振興センターの災害共済給付(医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給)を参考に、本事業実施前に傷害保険及び賠償責任保険に生徒及び指導員を加入させ、保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を行うこと。なお、補償内容については、災害共済給付と同程度の保険を選定すること。また、保険料については、本契約の委託料に含むこととする。

(5) 指導員への研修

受注者は指導員に対して研修を行い、能力の向上に努めること。また、研修で使用した資料等については、研修内容の確認を行うため、研修終了後、本市に提出すること。

<指導者研修メニュー>

ア 基礎研修

【趣旨・目的】 地域スポーツ・文化活動の指導員としての基礎的知識及び生徒への指導のためのノウハウの習得

【内容例】 「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - (堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会)」の遵守、堺クオリティ研修動画の視聴、本事業趣旨、学校との分担・連携、指導者の役割、生徒との接し方、体罰等の防止、安全管理、人権に関すること、倫理的問題、アレルギー対応等

イ 専門研修(専門科目) ※必要に応じて実施

【趣旨・目的】 種目別の指導方法の習得

【内容例】 種目別の指導案作成、マネジメント、指導実技、安全管理等

(6) 保護者説明会の同席

本市が実施する保護者説明会(各学校1回)への同席及び協力を行う。

(7) 保護者への各種連絡

① 保護者への連絡

統括責任者または指導員から本市が導入するICTツールで行うことを原則とすること。

【本市が導入するICTツールの機能説明】

業務内容	ツール使用時期
クラブ会員の出欠席確認	活動前
非常時の際の連絡	活動前、活動中
部活動顧問と指導員のレポート共有	活動後

活動の様子を写真や動画で記録	活動後
----------------	-----

なお、緊急時等やむを得ない場合は、統括責任者または指導員から保護者へ直接電話連絡を行うことを可とする。

【保護者の参加同意書により受注者に提供する個人情報】

- ・ 生徒名前
- ・ 保護者名前
- ・ 緊急連絡先（電話番号）
- ・ 住所
- ・ 生徒生年月日及び年齢
- ・ 性別

② 保護者からの連絡対応

保護者から受注者への連絡は、本市が導入する ICT ツールによるものを原則とし、緊急時の場合は、電話により 統括責任者又は事業所で受けるものとする。事前に緊急連絡先の電話番号を保護者等へ周知し、休日の運動部活動中においても対応できる体制を整えること。

また、参加生徒の下校後最低 1 時間は、保護者や学校からの連絡や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

(8) 配慮を要する生徒への対応

特別支援学級に在籍する生徒や外国語の対応が必要な生徒、運動誘発アレルギー反応がある生徒等については、きめ細かな配慮が必要であるため、保護者や学校への聞き取り等により、適切に対応すること。

10. 安全管理対策

受注者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。また、生徒の言動に注意し、活動内においていじめ、虐待の兆候がある場合には統括責任者を通して学校に相談し、連携して対応すること。

(1) 事故やけがへの対応事故やけがへの対応

救急法、応急措置、医療機関・保護者への連絡等は、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - （堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会）7.主なけがとその救急法」に準じた対処をすること。また、対処方法については、運営スタッフへの研修を行うこと。また、応急措置のできる救急セットも常備すること。

また、AEDの利用などを含め、事故発生時の対応について事前に学校と協議し、必ず運営スタッフで迅速に対応すること。一連の対応後は、速やかに学校及び本市に報告すること。

(2) 災害時の対応

災害時の対応について、学校とも相談の上、学校が作成している「危機管理マニュアル」の内容のうち関連する事項について、運営スタッフへの周知徹底を図ること。災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、学校とも連携を図りながら、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

(3) 熱中症対策

熱中症予防のため、「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」を順守すること。また、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じること。

(4) 落雷事故対策

運営スタッフは落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合はためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講ずること。また、活動中は「雷注意報」等の発令など気象情報を適切に把握するとともに、雷鳴が聞こえるときはすぐに安全な場所（校舎内等）に避難すること。

(5) 暴風・大雨等への対策

活動実施前及び活動中に「暴風警報」「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合の対応については、学校の基準に準じて判断すること。

(6) その他

- ① 光化学スモッグやPM2.5発生時等、受注者が活動に支障があると判断した場合は、計画の変更又は活動の中止等の措置を講じること。
- ② 受注者はあらかじめ対象校における通学経路を確認しておき、不審者が出没するなど緊急に下校する必要がある場合は、学校と協力の上、運営スタッフも引率に加わって安全に下校させること。

11. 活動中止の場合の対応

(1) 中止の決定

活動前や活動中において、屋外での活動予定時に雨天等により活動できない状況が生じた場合、受注者は、統括責任者または指導員と、屋内での活動への変更も含めて対応を検討した上で、中止を決定すること。

(2) 中止の連絡

活動を中止する場合、統括責任者または指導員が保護者に対して連絡すること。また、中止した日の翌月曜日に学校に対して連絡すること。

(3) 活動の振替

活動前に中止をした場合は、原則として、別日への振替を行う。

12. 提出書類

- ① 令和 7 年 9 月 1 日（月）までに「令和 7 年度堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務従事者届（様式 1）」を提出すること
- ② 令和 7 年 9 月 1 日（月）までに「令和 7 年度堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務活動計画書（様式 2）」を提出すること。
- ③ 令和 7 年 9 月 1 日（月）までに「利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」の写しを提出すること
- ④ 活動 3 日前までに生徒及び指導員の傷害保険及び賠償責任保険の加入証明書の写しを提出すること。
- ⑤ 研修実施後、速やかに「令和 7 年度堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 指導者研修実施報告書（様式 3）」、研修参加者名簿及び研修で使用した資料等を提出すること。
- ⑥ 指導者謝礼金支払い後、10 日以内に指導者謝礼金支払い証明書類を提出すること。ただし、2 月支払い分については 2 月下旬までに提出すること。具体的な期日については協議の上決定する。
- ⑦ 地域クラブ活動実施後、10 日以内に地域クラブ「令和 7 年度堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 活動指導記録及び実施報告書（様式 4）」を提出すること。
- ⑧ 地域クラブ活動の実施がすべて完了した際に「業務完了届（様式 5）」及び本市が指定する実施報告書を提出すること。

※各種書類は、事故が発生した際等に統括責任者が速やかに必要な内容を確認及び活用できるようにしておくこと。また、個人情報の管理については、入退出管理や鍵付きロッカーの使用により厳重に行うこと。パソコンで管理する場合などはネットへの接続がないものを使用すること。

13. 遵守事項

- (1) 業務従事者は、活動の際には名前を記載した名札をつけること。
- (2) この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。
- (3) 学校園敷地内に入出入りする、すべての業務従事者に対し、学校園の敷地内では決して喫煙しないように指導及び周知すること。また、周辺道路等においても従事時間中の喫煙は禁止とする。
- (4) 業務の実施にあたり、受注者並びに受注者に雇用等された者は 政治的活動及び宗教活動を禁止する。
- (5) 保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 本市への報告

受注者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

- ① 委託業務の実施中に事故が生じた場合
- ② 委託業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品を滅失し、又は毀損した場合
- ③ 本業務事業において、参加生徒に傷病が生じたあった場合
- ④ 保護者等から要望等があった場合
- ⑤ 活動実施期間における活動計画の重要な部分を変更する場合
- ⑥ 受注者の定款に変更があった場合
- ⑦ その他本市の指示する事項

14. 実地調査等

- (1) 本市は、委託業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受託者は書類の提出、開示及び説明を行う等、積極的に協力すること。
- (2) 受託者は、本事業が仕様書に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。

15. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16. その他

- ア 本業務の遂行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、この仕様書及び契書に定めのない事項、履行上の疑義については本市と受注者の協議により定めるものとする。

- イ 受注者は、この仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と認めたことについては本市との協議に応じること。

17. 参考にすべき資料について（再掲）

- ・ スポーツ庁及び文化庁：
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
- ・ 堺市教育委員会：
「学校園における危機管理マニュアル作成（改訂）のための資料」
「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」
- ・ 堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会：
「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - 」
- ・ 堺クオリティ研修動画